

## 令和8年度福島県避難地域の新たな体験機会共創事業 業務委託仕様書（案）

### 1 事業の目的

県（以下、「甲」という。）では、産業や生業を始めとした地域の再生の担い手として全国から新たな活力を呼び込むために避難地域12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村のこと。以下、「12市町村」という。）における移住を促進している。

本業務では、12市町村の居住人口の更なる増加に向け、当地域への移住者になりうる「移住関心層」を主な対象とし、地域づくり団体や民間事業者、移住サポーター等（以下、「乙」という。）が企画する新たな提案により、12市町村の認知度向上や魅力発信につながる体験機会を甲とともに創出することで、移住につながる関係・交流人口を拡大することを目的とする。

### 2 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日までの期間

※終期については、甲と協議の上決定する。

### 3 業務の内容

以下の業務について、業務遂行に必要な事項について随時甲と協議の上、実施すること。

#### (1) イベント等の企画・実施

避難地域の文化、伝統、自然、東日本大震災と原子力災害、地域で暮らす人々などをテーマとして、県外から多くの交流人口（移住関心層を主なターゲットとする）を呼び込める事業（イベント等）を企画・実施すること。

なお、イベント等は県と連携しながら実施すること。

おって、イベント等の実施にあたり、必要と想定される以下の対応を行うこと。

#### ア イベント等の企画・実施

(ア) イベント等の企画にあたっては、イベント等開催地域の移住者等と必要に応じて連携を図ること。

(イ) イベント等の集客目標については、企画提案書に盛り込むこと。

(ウ) 年間を通して継続的に県外から移住関心層を呼び込む内容とすることが望ましい。なお、イベント等については単一市町村で完結するものではなく、複数市町村での連携を想定した内容とすること。

(エ) イベント等の実施にあたっては、ふくしま12市町村移住支援センターや開催地域の移住相談窓口と情報共有を行うなど必要に応じた連携を図ること。

(オ) イベントの開催日や場所等については、最終的には甲と協議の上決定すること。

(カ) イベント等への参加料は基本的に無料が望ましい。ただし、参加者の飲食代や宿泊代等の個人受益部分は参加者の自己負担とすること。

イ 参加者の募集・受付・問い合わせ対応

(ア) 参加者の募集・受付・問い合わせへの対応を行うこと。

(イ) 問合せは、電話、電子メール、WEBツール等で受け付けるものとする。

ウ イベント等の事例

イベント等は下記の内容を参考に独自の企画を提案すること。なお、過去に実施したイベントの財源の付け替えとみられるイベント等については、本事業の対象としない。

- ・12市町村在住芸術家等による芸術祭
- ・伝統文化、他行事への参加・体験
- ・本事業に賛同する企業や各種団体と連携したイベント 等

(2) 情報発信

ア SNS等による情報発信

SNS等を活用し、積極的にイベント等の参加者募集やイベント等の内容に関する広報を行うこと。また、必要に応じホームページやチラシ等を作成し、イベント等の周知に努めること。なお、情報発信にあたっては、ふくしま12市町村移住支援センターとも連携すること。

(3) 運営体制

事業目的を達成するための効果的な運営体制及び運営方法について提案すること。なお、運営にあたっては以下の点に留意すること。

ア 事務局を設置し、問い合わせ等に対応すること。

イ 会場手配や参加申込の取りまとめ、資機材の準備、設営、撤去、出演者等の選定などイベント等の実施に係る各種調整は受託者において行うこと。

ウ 効果を測定するため、イベント等参加者へのアンケートを実施すること。  
なお、アンケートの内容については、甲と協議の上決定すること。

エ 契約事務や会計処理等を適切に行うこと。

(4) その他

ア 業務進捗の報告

原則として、月1回以上、打合せの機会を確保し、業務の進捗状況等について、甲に報告すること。

イ イベント参加者に関する情報については、ふくしま12市町村移住支援センターに共有し、ふくしま12市町村移住支援センターで行うイベント等参加者のフォローアップ活動（交流会の開催等）に協力すること。

ウ その他、ふくしま12市町村移住支援センターで実施する移住セミナーや移住体験ツアー等の移住促進に向けた取組にも協力するものとする。

## 4 成果品

成果品は次のとおりとする。

(1) 以下の内容を記載した実績報告書（任意様式） 2部

ア 受託内容の実績が分かるもの（イベントの企画・実施内容、情報発信の内容、イベント等の実施回数、参加者数、参加者アンケート結果等）

イ その他甲が求める事項

(2) その他、甲が必要と認めるもの

## 5 契約に関する条件

- (1) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、甲に帰属するものとする。
- (2) 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に甲と協議して了承を得ること。

## 6 その他留意事項

- (1) 業務の遂行に必要な費用は、全て委託料に含めることとし、乙が負担すること。
- (2) 乙は、業務遂行に当たり甲と協議し、適時連絡を取るとともに、調整を行うものとする。
- (3) 乙は、仕様書に疑義が生じたとき、あるいは仕様書に規定していない事項で必要のある場合は、甲と速やかに協議の上、その指示に従うこと。
- (4) 乙は、本業務に係る会計検査院の検査が実施される場合には、甲に協力しなければならない。
- (5) 本業務に関連し、乙の故意又は過失など乙の責により、甲に損害が生じた場合は、乙は甲に対してその損害を賠償しなければならない。